

樋口兼次(白鷗大学名誉教授)

日本の労働者生産協同組合
(ワーカーズ・コレクティブ)のあゆみ

時潮社 2020.8. 217p.

本書は評者の古くからの畏友である樋口兼次氏が1980年代から発表してきた労働者生産協同組合(ワーカーズ・コレクティブ)に関する論考を一書にまとめたものである。著者のライフワークの集大成ともいえよう。ワーカーズ・コレクティブが中小企業であるかどうか疑問を持つ人もいるかも知れないが、中小企業は異質多元な存在であるとの山中篤太郎の有名な定式を考慮に入れば、ワーカーズ・コレクティブも中小企業の一形態であると考えてよい。またワーカーズ・コレクティブは協同組織であるので、協同組合論の一部として中小企業論の研究対象として考えても問題ないだろう。ワーカーズ・コレクティブを社会政策論として議論するのか、協同組合論として議論するのか、中小企業論として議論するのか、観点はさまざまだが、著者はこれらにいずれかにとらわれることなく、多様な側面から課題にアプローチしているように、評者には思われる。

働くものが企業の所有者となり、自らが経営に参加する事業は、労働者生産協同組合(ワーカーズ・コレクティブ)と呼ばれ、ヨーロッパでは19世紀以来広範囲にみられた。しかしわが国でワーカーズ・コレクティブの用語が普及し始めたのは1980年代からである。例えば石見尚編著『日本のワーカーズ・コレクティブ』(学陽書房1986年)がその代表であった。著者

は同書の第2章と第5章の一部を執筆しており、第2章のなかで1920(大正9)年に「測機舎」という測量機械を製造・修理・販売する組合が結成されたことをもって、わが国のワーカーズ・コレクティブが発足したことをすでに明らかにしていた。著者にとってワーカーズ・コレクティブは決して1980年代以降の産物ではないのである。本書においてもワーカーズ・コレクティブの歴史的事実がいかに解明されている。過去の経緯のなかからワーカーズ・コレクティブの歴史的事実を掘り起こし、その現在の意義と役割を正確に位置づけようとする著者の研究姿勢は貴重であるし、また見習うべきものである。

ところで2020年10月から12月にかけて開催された第203国会(臨時国会)は、新型コロナウイルス対策、日本学術会議委員任命拒否問題、桜を見る会の前夜祭疑惑等々が話題になったため、同国会において労働者協同組合法が成立したことはあまり知られていない。労働者協同組合の法制化には25年の歩みがあった。1986年に「日本労働者協同組合連合会」が組織され、1995年に同連合会は法制化の検討を開始した。2000年に「協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議」が発足し、同会議は各政党への働きかけを本格化させた。その後、政党間の調整を経て、2020年6月に与野党全会派の合意を得て、労働者協同組合法案が衆議院に提出された。同法案は継続審議となったものの、2020年12月に全会一致で成立したのである。

同法は、超党派の議員立法として国会に提出され、衆・参両院において全会一致で可決、成立したことからわかるように、いずれの政党にとっても異論のあるものではなかった。しかし

著者は、同法はすでに存在している企業組合制度に屋上屋を重ねるものであり、協同労働の理念を喪失したものであると批判する。何故に同法に対して批判的であるのかといえ、戦前から続く日本の労働者生産協同組合への歴史認識が欠如したところで、労働者協同組合法が議論されているところに著者の批判があるからだろう。

といっても本書は、労働者協同組合法を批判するために書かれた書ではない。本書は、協同組合論における日本の生産協同組合の通史であると同時に、中小企業等協同組合法における企業組合の制定過程および類似法との比較検討が主題である。

こうした目的を持つ本書の構成は次のとおりである。

序 ワーカーズ・コレクティブとは？

I 戦前の生産組合運動

- 1 明治産業革命期の生産組合
- 2 大正、昭和初期の労働者生産組合
- 3 労務出資生産組合－「測機舎」の実験と成功

II 戦後の生産協同組合

- 1 戦後復興期の生産合作社運動
- 2 企業組合制度の誕生と受難
- 3 企業組合の広がり

III ワーカーズ・コレクティブの可能性

- 1 ワーコレ法、労働者協同組合法案の問題点
- 2 ワーカーズ・コレクティブの可能性

序において労働者生産協同組合の定義がなされる。冒頭、著者は、「ワーカーズ・コレクティブは、働くものが集団を形成し、資金を出しあい、労働と知恵を出しあい、協同で事業を運営する事業体である。労働、出資、支配が三位一

体となった働く人々による集団所有の事業体である」(5頁)という。著者が本書のタイトルに「労働者生産協同組合」という語を用い、これにワーカーズ・コレクティブのルビを振っている理由は、この定義に集約されている。「生産協同組合」というのは、生協や農協などのように組合員が組合の協同事業を利用する「利用協同組合」と区別するためである。生産協同組合は、「協同組合原則に従いながら、組織体そのものが独立した事業主体として事業活動を行う事業組織である」(8頁)。また「生産協同組合」に労働者をつけるのは、「生産協同組合には、組合員が生産者(自作農、小生産者、商業者等)であるものと、非生産者(労働者・市民、失業者、難民等)であるものの両者が含まれる。前者は『生産者生産協同組合』、後者は『労働者(市民)生産協同組合』といえ、適当であろう」(8頁)と考えるからである。つまり著者の考えるワーカーズ・コレクティブの主体は、労働者・市民、失業者、難民等であり、これらの人々が事業活動を行う組織だということになる。そして著者が、ワーカーズ・コレクティブに注目するのは、「工業化社会が崩れ、ソフト化・サービス化社会の進展とともに、新しい働き方やコミュニティ・ビジネスを創り出す女性や失業者、市民運動の中心的な組織として、再び登場しつつある」(13頁)からである。

第I部では、第2次世界大戦以前の生産協同組合活動を、明治・大正・昭和の各時期に分けて叙述する。1920(大正9)年に「測機舎」という測量機械を製造・修理・販売する組合が結成され、労働者生産協同組合がスタートした。その後、労働者生産協同組合は大都市の工業分野を中心に類似の組合が結成された。1930年代初めの警視庁工業課の資料によると、全国で

数十の同組合が結成された(29頁)。この時期、同組合が普及した理由として、著者は、「賃金体系の整備と終身雇用制を柱とする新しい労働支配に反発し、あくまでも『親方』である職工頭を中心とした工場の維持発展を望む職工のエネルギーが労働者生産協同組合の結成に向けられたと思われる」(30頁)とする。

第I部のハイライトは測機舎の結成と事業展開である。「測機舎」の活動は著者によって日の目を見たといっても過言ではない。

測機舎は、1920(大正9)年、港区麻布筈町(こうがいちょう、現在の西麻布2,3,4丁目の一部と南青山の一部)で創業された。同舎は、13名の工具に理事長と技師長の2人を加え、総勢15名で発足した。出資には、労務出資と金銭出資の2つがあり、労務出資は労働力の提供、金銭出資は労働力と並んで資金の出資である。金銭出資は11名の組合員が、合計3,091円80銭を共同出資した。同舎の組織原理は協同組合原則とほぼ一致するものであったが、相違点として、著者は、労務出資者は熟練労働者に限られていたことと、労務出資者に対し金銭出資と同等の配当を行うことの2点を挙げている(49頁)。

同舎の事業は順調に発展したものの、1934(昭和9)年には、合名会社に転換した。組合は任意団体のため法人格を持たず、取引量・額が拡大し信用決済が増大すると、取引は組合を代表する個人が代行せざるを得ない。信用リスク回避のため、合名会社に転換したのである。合名会社に転換したとはいえ同舎は労働者生産協同組合の内実を持っていた(61頁)。しかし同舎は、1943(昭和18)年に陸軍の要請により資本金100万円の株式会社へ転換した。同舎は株式会社化するとともに、労働者生産協同組合と

しての役割を終えることになった。

なお測機舎は、現在、(株)ソキア・トプコンと商号を変え、事業を継続している。2020年ははからずも創業100周年であった。

第II部は、第二次世界大戦後の労働者生産協同組合の運動として、生産合作社運動とその運動を引き継いだ企業組合について述べる。生産合作社は中国の工業合作社をモデルにした生産協同組合であって、その設立には、『中国の赤い星』の著者として著名なアメリカ人ジャーナリストであるエドガ・スノウなどが関与していた(71頁)。ここからわかるように、測機舎が日本独自に発生した労働者生産協同組合であるのに対して、生産合作社は親中国派の欧米知識人の影響が強く表れた運動であった。

生産合作社は、1946年から1948年3月までに350社以上結成された。そして生産合作社は、(1)引揚者更生のための協同生産、(2)農村工業化のための協同生産、(3)戦争で夫を失った女性の授産協同施設、(4)罹災職人の協同生産、(5)工場再開時の生産協同組合化の5類型が存在する。いずれも生産協同組合であるが、(1)~(3)の主体は労働者、(4)、(5)は小生産者であり、生産合作社の大多数は(1)~(3)であった(73-75頁)。そして著者は、生産合作社は「組織動機、人間関係、技術、資本基礎など、合作社を特徴づける要素はすべて極めて原始的なレベルのものであって、敗戦直後の生活苦にあえぐ人びとの関心と賛同をえ、また、需要にも応えうるものであった。【しかし反面では…評者補足】こうした通俗性、民衆性ゆえに合作社はその後もなくおとずれることとなった戦後資本主義の強行再建策と激しいインフレーションの波に抗する力をもちえなかった」と評価している(78頁)。

ところで占領政策を実施していたGHQは、戦時中の商工組合を廃止し、1946年、商工協同組合に改組させた。大企業も参加していた商工協同組合は、独禁法との整合性に欠けるため、GHQは新たな協同組合組織を模索していた。その結果、1949年、企業組合、信用組合など一般市民、労働者も主体となれる協同組合（信用協同組合、火災共済協同組合、企業組合）と、中小企業者の組織化のための事業協同組合などを合わせた中小企業等協同組合法が制定された。この法のなかに「等」が含まれているのは、中小企業者だけでなく、勤労者その他のものが協同組合の主体になれるからである。

法制化を模索していた生産合作社は「企業組合」のなかに法制化の実現性を見出し、中小企業等協同組合法の成立に賛同した。そして企業組合が制度化されると、生産合作社は次々に企業組合に移行していった。さらに企業組合は反税闘争の手段にも利用されたため、本来持っていた勤労者による生産協同組合の理念からかけ離れることになった。また政府は治安問題、脱税問題として、巻き返しをはかったため、企業組合結成の運動そのものが混乱していった。

しかし1950年代なかばになると、企業組合は多様に活用された。著者はこの時期の企業組合を、(1)炭鉱離職者や駐留軍基地従業員の転職の受け皿となる場合、(2)従業員が倒産企業を再建する場合、(3)高齢者や障がいをもつ人々の就労機会を確保する場合、(4)女性グループによる生活サービスを提供する場合、の4類型に分け、23の事例を紹介している(151-163頁)。

1980年代に入ると、企業組合は女性たちによるコミュニティ・ビジネスや環境ビジネスとしてさらに普及した。ワーカーズ・コレクティブという用語が普及したのは、この時期である。

第Ⅲ部は、ワーカーズ・コレクティブの可能性と労働者協同組合法の制定について述べる。1990年代中ごろからワーカーズ・コレクティブの法制化の動きが始まった。これは阪神淡路大震災をきっかけに生まれたNPO組織が活動のしやすさを求める運動でもあった。こうした要求が2020年の労働者協同組合法の制定につながったのである。すでに述べたように著者は同法に批判的である。筆者は10点にわたって問題点を指摘している(181-184頁)。さらに法案上の問題に加え、労働者協同組合法の思想性を著者は強く批判している。例えば、「ワーカーズ・コレクティブのグループが当初から強く主張していたのは『雇われない働き方』という、雇われるのではなく対等な立場で自主的に自己決定し、責任を持つ協同労働であり、したがって法案の名称も『ワーカーズ・コレクティブ法』、『協同労働の協同組合』となっていた。しかし、労働者協同組合法案と名称が変わり、組合と組合間で労働契約を締結することが義務づけられた」(187頁)という。要するに労働者協同組合法には、雇われない働き方=協同労働の認識が欠如していることが問題なのである。

要約が長くなったが、本書の内容は以上のとおりである。最後に本書の意義を2つ指摘しておきたい。

第1は、測機舎の活動と並んで、生産合作社の活動に光を当てたことである。著者は測機舎および生産合作社に関する文献資料のみならず、運動を担った人々へのインタビューを通じて貴重な証言を得ている。どのような人たちにインタビューしているのかは、「あとがき」に書かれた著者の謝辞を参照してもらうとして、これらの証言者はおそらくすでに鬼籍に入られたと思われる。文書で残された資料の意義は言

うまでもないが、オーラル・ヒストリーの意義も貴重なものである。他方、測機舎の文献資料については、職工たちが雇用主である経営者に提出した要求書および経営者の回答書、宣誓書、測機舎規約、労務員規定、準組合員規則、誓約書が掲載されている。また生産合作社の文献資料については、エドガ・スノウの論説、合作社の定款例、内規例、日本生産合作社協会設立趣意書、同協会規約といった合作社運動に関する資料が掲載されている。これらの資料を掘り起こした意義は大きいといわなければならない。

第2は、資本主義社会における労働の意義を問い直していることである。労働者協同組合法の批判のところ述べてのように、著者の関心は、協同労働、つまり雇われない働き方をいかに実現するのかという点にある。協同組合制度は、歴史的に見ると、資本主義社会に対する労働者の自己防衛組織としてスタートしたかも知れないが、やがて自己展開、つまり教育を通じた組合員の自己変革につながっていった。しかも協同組合は、今や労働者だけのものでなく、農林漁業者、中小企業者、市民等々、社会のあらゆる構成員のあいだに普及している組織である。現在、ワーカーズ・コレクティブとして注目されているのは、労働者・市民が協同労働を通じて、下からの労働の組織化をはかるところにあり、資本主義社会のなかでの働き方、さらには生き方を示唆するからである。今後、協同労働が主たる働き方になるかどうかはわからない。しかし新自由主義のもとで強者のみが利益を享受する社会のあり方が見直されるのは避けられないだろう。その際には、協同労働の再発見がなされるかもしれない。労働のあり方を示唆させる書である。

(名城大学名誉教授 渡辺俊三)